

●香川県選挙管理委員会告示第52号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第144条の2第5項の規定により、次のとおり定める。

平成29年10月10日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成29年10月10日